

税理士法のさらなる改正に向けての意見書

～平成13年の改正税理士法における主な改正項目を中心として～

財務大臣
額賀 福志郎 殿

平成20年7月1日
全国青年税理士連盟
会長 川崎 賢二
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12
代々木リビン401号
電話 03-3354-4162

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき、誠にありがとうございます。

さて、平成14年に改正税理士法が施行されてから約6年が過ぎ、その間、専門職大学院として法科大学院制度の創設、司法試験制度と公認会計士試験制度が改正されるなど隣接する他土業の状況が大きく変わっております。弁護士と公認会計士は5万人体制として人数が大幅に増加されようとしています。

現状の資格取得制度では、公認会計士や弁護士による税理士登録が増加し、また税理士資格を取得する目的の者が、税理士試験よりも合格者数の多い公認会計士試験を選択する傾向にあります。平成19年度の公認会計士試験合格者数は4,011人（合格率19.3%）と税理士試験合格者の約4倍となっております。税理士試験は、「税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定すること」を目的とした試験であり（税理士法第6条）、税理士となるには例外なく税理士試験を受験する必要があります。資格取得制度については資格の信頼性の原点であり、これを是正しなければ税理士法（以下「法」という）第1条の税理士の使命が果たせず、将来の税理士制度の根幹にかかわる問題であります。

当連盟としては、複雑、多様化する社会経済の中で、それぞれの資格土業の専門性は高まり、専門家としての職業的使命を果たすには、資格取得の公正性や研修制度の充実が必要不可欠であると考えております。

また、平成13年改正で創設されました補助税理士制度は、いわゆる従前の勤務税理士の地位は向上したものの、問題点を含んでおり今後見直される必要があります。また、税理士法改正にあたっては、法第1条の使命に、税理士が納税者の代理人として納税者の権利を擁護する旨が明記されることを要望し、ここに当連盟の意見書を提出いたします。

(意見)

(1) 公正な資格取得制度の確立

あるべき資格取得制度について

基本的考え方

税理士の資格取得として、税理士試験制度がある。税理士試験は、「税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定すること」を目的とした試験であり(法第6条)、税理士試験に合格した者のみに対して、税理士資格を付与するのが、公平、公正であり、当然であると考えられる。税理士試験合格者のみが税理士となる資格取得制度の確立が必要である。税理士と、弁護士及び公認会計士は、それぞれ使命・職責が異なるため無条件に資格を付与することが適切でないことは明白である。また、試験科目の免除も一切認めべきでない。よって、法第3条1項3号及び4号並びに法第7条、8条を廃止すべきである。

試験科目および出題内容について

(ア) 試験科目

最近の経済社会情勢や税理士の実務を取り巻く環境の変化により、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定するための税理士試験の科目も見直しが必要である。税理士の本質は、単にいわゆる税務会計の専門家にあるのではなく、会計学・経営学等に精通した税金問題の法律専門家である。よって、現行の税法科目以外に、法律科目を選択科目として設ける必要があり、税法科目と並列的に選択させるのではなく、法律科目として税法科目とは別個に選択必修科目とすべきであると考えられる。

(イ) 出題内容

現行試験の出題内容は条文の暗記能力や計算のスピード能力に重点が置かれている出題形式となっており、法第6条に規定する「応用能力を有するかどうかを判定する」試験とするために、理解力及び応用力を重視する出題形式へ変更すべきである。法律家として必要不可欠なリーガルマインドが受験勉強を通じて養成できるというという観点から言っても、試験会場における税務関係法規集の貸与を認め、新司法試験における租税法の出題内容にみられるようなケース・スタディ的な問題も望ましいと考えられる。

税理士が、納税者の法的権利を擁護するために、法律の解釈能力を身につけることは必要不可欠であり、国民が税理士に期待することに他ならない。

試験科目免除について

で述べたごとく税理士試験に合格した者に対してのみ、税理士資格を付与するのが原則である。経過措置として、試験科目の免除が与えられる場合においても合理性・妥当性のある場合に限られるべきであり、以下のように改めるべきである。

(ア) 弁護士

弁護士については、法律科目の免除については合理的理由があると考えます。新司法試験には、租税法という科目もあるところではあるが、あくまで租税法は選択科目の一つであるにとどまり、すべての者が受験している科目ではない。また弁護士は、法律一般について高度な学識を有していると言えるが、税理士（会計学及び税法に精通した法律専門家）としての資質の検証が税法以外の法律科目だけでは不十分であり、弁護士も最低限、税法1科目を受験することが望ましい。よって、弁護士は、会計科目及び税法1科目の受験が必要と考えます。

(イ) 公認会計士

公認会計士は、会計の専門家であるので会計科目免除については合理的理由があると考えます。また、公認会計士試験には企業法・民法があるため、法律科目の免除を認めることも合理性があると思われる。

税法科目については、公認会計士試験にも租税法の科目があるところではある。しかし、公認会計士試験は監査及び会計の専門家である公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することをその目的とした試験であり、税理士としての必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定する税理士試験の税法科目とは異なるため、税法科目の受験は必要であると考えます。

(ウ) 税務官公署実務経験者

税務行政実務経験者は、その行ってきた業務を考えれば、法第8条1項4号（国税に関する法律の立案事務10年以上）、6号（地方税に関する法律の立案事務10年以上）については、それぞれ、国税、地方税に関する科目を免除とするという現行規定には一応の合理性があると言えなくもない。ただし現行法第8条5号、7号、9号については、「前号に規定する事務以外の事務」と規定するのみで、その範囲が不明確であり、税理士の資質と無関係な事務もその範囲に含まれる可能性があることから、本来は税法科目免除を一切認めべきではない。早急に廃止すべきである。

同条8号も道府県民税（都民税を含む。）市町村民税（特別区民税を含む。）事業税若しくは固定資産税の賦課又はこれらの地方税に関する法律の立案に関する事務に従事した期間が通算して15年以上になったからと言って、国税に関する科目を免除する合理的理由は見いだせない。早急に廃止すべきである。

また、同条10号に規定する税務官公署職員のみが受講できる指定研修終了による会計科目免除についても免除するに値する合理的理由が認められないものである。早急に廃止すべきであると考えます。

従って、税務官公署実務経験者について言えば、科目免除に合理的理由が見いだせるのは、強いて挙げれば現行第8条4号、6号のみといえ、その場合でも最低、会計科目は受験する必要があると考えます。

(エ) 修士号の学位取得による試験免除

平成 13 年の改正により、いわゆるダブルマスターでも、専攻分野を限定した上、2 科目は最低取らなければならないことと規制されたと言えるところではあるが、修士による科目の一部免除は廃止すべきである。税理士となるには、上述してきたとおり「税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定する」税理士試験を合格した者が税理士になるのが原則である。大学院において税理士の試験科目に該当する専攻分野で修士号を取ったとしても、修士論文の作成は大学教授指導の下での大学院における学問の成果の発表であり、「税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定する」税理士試験の合格とはそもそも関連性が認められない。

(オ) 専門職大学院

法科大学院や会計大学院のような専門家を養成する大学院も登場しはじめているところである。しかし、司法試験・公認会計士試験という、合格した者が法律・会計それぞれの専門家と名乗るにふさわしい試験が存在するのであり、その試験に合格していない者に試験科目の一部免除を認めるわけにはいかないであろう。弁護士・公認会計士に税理士試験科目の一部免除に合理的理由があるとしたのは、国家資格たる司法試験・公認会計士試験の合格という実績があるからこそ、同じく国家資格たる税理士試験における関連する科目を免除する合理的理由があるとしたのである。法科大学院生・会計大学院生もそれぞれの試験合格を目的として通っているのであり、不合格者に対して税理士試験の科目免除を認める合理的理由はない。

従って、専門職大学院において、どのような訓練を受けてきたとしても、司法試験・公認会計士試験に合格してないと言うことは、法律の専門家・会計の専門家としての「必要な学識及びその応用能力」を有しているかに付き疑義が生じざるを得ず、科目の免除を認めるべきではない。

よって、修士及び専門職大学院の修了者に科目免除を認めている法第 7 条 2、3 項は廃止すべきである。

(2) 研修・資格更新

近年、めまぐるしく変化する経済・社会状況に対応すべく、税法および関係各法も変化を余儀なくされている。我々税理士は、納税者の代理人となれる唯一の税務専門家として、それらの様々な変化に対応し高度の専門性を身につけることを要求されていると考えられる。平成 13 年に行われた税理士法改正では、法第 39 条の 2「税理士は、所属税理士会及び日本税理会連合会が行う研修を受け、その資質向上を図るように努めなければならない」と定められ、研修受講の努力義務化が設けられた。これにより、時代に即した研修会が定期的開催され、研修に参加する税理士は増加しているが、罰則のない単なる努力目標にすぎない現況では、研修への出欠は個々の判断に委ねられることになる。

資質の維持・向上は、個人単位ではなく、税理士全体の問題であり、税理士全体の資質の維持・向上が図られることなく、「納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図る」という、税理士の使命が果たされることはない。その為には、1 事業年度 36 時間以上の研修受講を単なる努力目標ではなく、義務とし、怠っ

た場合には何等かの罰則を与えるという制度に発展させる必要がある。

また、研修の受講はあくまでも、資質の維持・向上のための手段にすぎず、出欠の管理のみという現状では、信頼される税理士制度の確立は難しいと考えられるので、研修の成果として、一定基準の試験を課し、それをクリアできなければ証票を更新できないとする措置も必要と考えられる。

我々税理士は、納税者の代理人となれる唯一の地位を有している。研修の義務化、そして証票の更新試験の導入により、納税者の信頼に応え得る高く幅広い専門性を、常に有し続ける義務を果たすことができる。

(3) 補助税理士

改正税理士法は、法第2条第3項を新設し、「税理士が他の税理士又は税理士法人の補助者として税理士の業務に従事することを妨げない」こととした。この規定の創設により、税理士が納税者の委嘱を受けていない場合であっても、いわゆる従前の「勤務税理士」が納税者から直接委嘱を受けた税理士又は税理士法人の補助者として、「税務代理」、「税務書類の作成」、「税務相談」及び「税理士業務に付随して行う会計業務」の業務に従事することが可能となった。

しかしながら、現行の補助税理士制度は、同じ税理士という資格を有しながら納税者から直接委嘱を受けて税理士業務を行うことはできない等、いくつかの問題点が指摘されている。補助税理士制度については、原則廃止すべきであるが、法第2条第3項は、勤務する税理士の業務に法的な根拠を持たせる意味で有用であり、存置すべきである。重要なことは、直接委嘱を受けた税理士が何らかの事情により税務代理を行わない場合においても、補助者として納税者の権利を守る者に法的地位を確保することである。よって、具体的な措置として、

規則第8条第1項第2号の口を削除し、「補助税理士」の登録区分を廃止する。

規則第16条を改正し、補助税理士が署名押印する場合の付記を廃止する。

法第40条を改正すると同時に規則第18条を廃止し、事務所を設けてはならない者は税理士法人の社員税理士に限定する。

勤務する税理士の事務所登録は、原則、勤務先とすべきであり、この結果、すべての税理士は他人の求めに応じることができる。また、勤務する税理士に関する業務については、税理士法で制限せず、雇用主との雇用関係で整理すべきである。